

第3期香取市子ども・子育て支援事業計画策定について

1. 計画策定について

(1) 計画の趣旨

本市は、令和2年3月に子ども・子育て支援法に基づき、国が定めた基本指針に即して、かつ、次世代育成支援対策推進法に基づく計画を一体化した計画「第2期香取市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い教育・保育やニーズに応じた子育て支援事業等を計画的に実施しています。

この計画が今年度末をもって終了することから、子育て支援に関するニーズ調査を実施し、本市の現状と課題を分析・整理し、令和7年度～令和11年度までの5年間の計画期間とした「第3期香取市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2) 計画の内容

○子ども・子育て支援法第61条第2項で次の4項目を必須事項として掲載しています。

- ①圏域の設定
- ②幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み
- ③幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④幼児期の教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

○その他の子育て支援について（次世代育成支援対策推進法等に関わる項目）

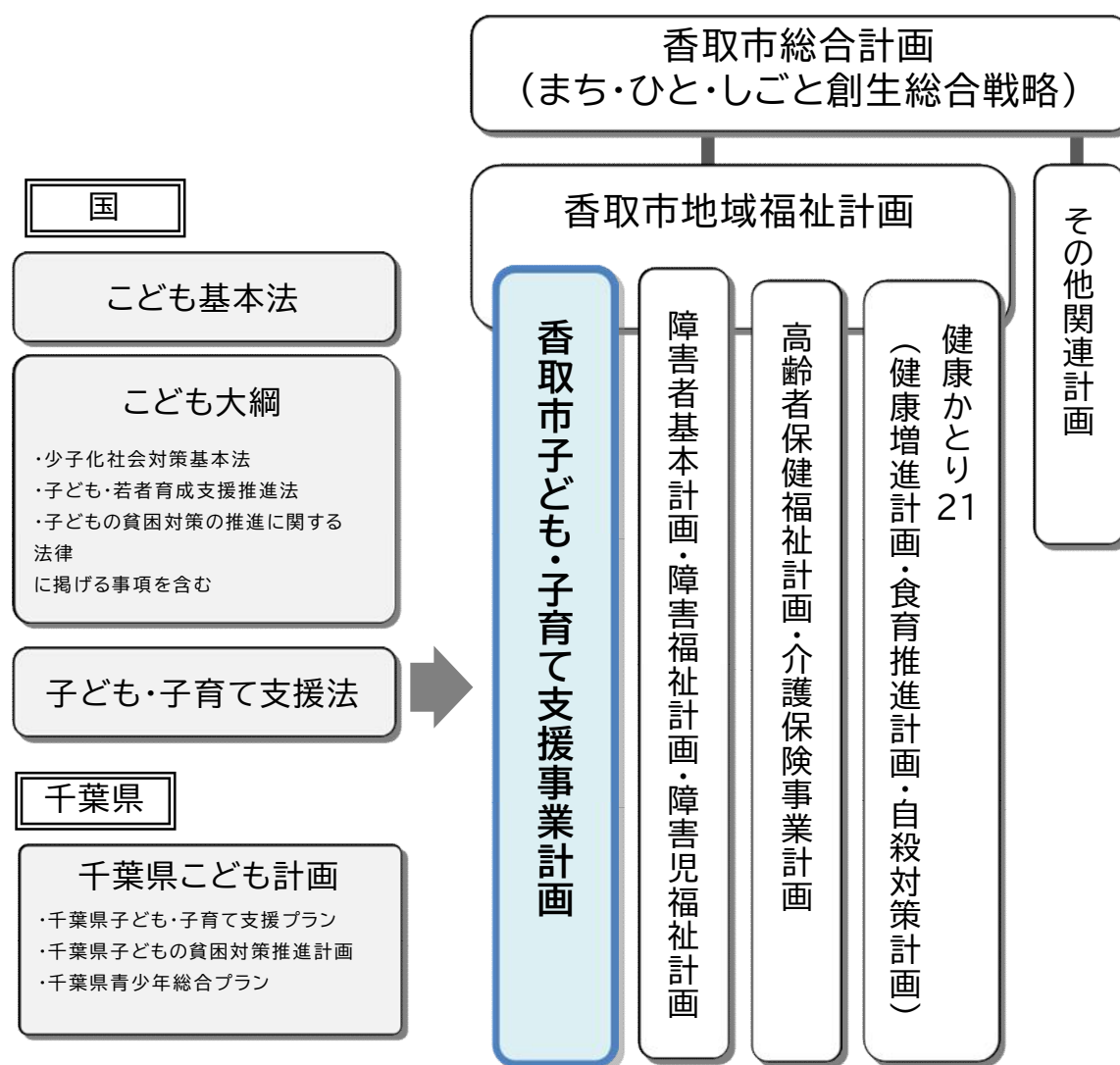
- ・子ども・子育てを支援する地域づくり
- ・妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策等の充実
- ・支援が必要な子育て家庭等と子どもへの取組

2. 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

また、本市の最上位計画である「香取市総合計画」をはじめ、保健福祉分野の上位計画である「香取市地域福祉計画」、そのほか子ども・子育て施策に関する各分野の計画と連携・整合を図っていきます。



さらに、本計画は、SDGsの視点に立った計画とします。SDGsとは「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。



持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり、市の総合計画においても、施策の企画・立案・実行の各過程において、SDGsの理念に配慮し、17の目標のうち計画の施策展開に深く関わる目標との関連性を示しています。

本計画においても、SDGsの17の目標と施策展開の関連性を示し、取組を推進していきます。

(2)計画の対象

本計画は、本市に生活する18歳未満の子どもをはじめ、その育成に関わりのあるすべての人々・関係する機関等を対象としています。

3. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までを1期とした5年間の計画とします。

なお、市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

4. 計画の策定体制

香取市子ども・子育て会議の開催、アンケート調査の実施及びパブリックコメントの実施など、市民や関係機関・団体、行政が協働し計画策定を推進する体制とします。

(1)香取市子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援法第72条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成し、計画の内容等を審議します。

(2)アンケート調査の実施

より一層の子育て支援施策の充実に向けて、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見を把握することを目的に、令和6年5月にアンケート調査を実施しました。

(3)パブリックコメントの実施

計画を策定する過程においては、計画案の内容を公開し、広く市民の意見の収集に取り組みます。

5. スケジュール(予定)

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 令和6年 5 月 | アンケート調査実施 |
| 8 月 | 第 1 回香取市子ども・子育て会議(計画概要、アンケート結果報告等) |
| 10 月 | 第 2 回香取市子ども・子育て会議(計画素案の検討) |
| 12 月 | 第 3 回香取市子ども・子育て会議(計画素案の検討) |
| 令和7年 1 月 | パブリックコメント実施 |
| 2 月 | 第 4 回香取市子ども・子育て会議(パブコメ結果、計画の承認) |
| | 計画策定 |

【参考資料 国の動向】

【こども支援を取り巻く主な法令等】

法令・大綱等	内容
少子化社会対策基本法 (H15.9.1施行) 「少子化社会対策大綱」を策定	結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現
次世代育成支援対策推進法 (H17.4.1施行)※	次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図る(対象:0歳～18歳) ※当初10年間の時限法として成立したが、令和16年度まで有効期限が延長(現在は計画策定は任意化)
子ども・若者育成支援推進法 (H22.4.1施行) 子供・若者育成支援推進大綱 「子ども・若者ビジョン」を策定	全てのこども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会を目指す(対象:0歳～39歳)
子どもの貧困対策の推進に関する法律 (H22.4.1施行)、「子供の貧困対策に関する大綱」を策定 R6.6「子どもの貧困解消対策の推進に関する法律」に改定	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにする
子ども・子育て支援法 (H27.4.1施行)	教育・保育施設の量と質の確保、地域の子育て支援の充実(対象:0歳～18歳)

○令和5年4月に「こども家庭庁」が発足。

○こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行。

こども基本法

R5.4.1 施行 こどもの状況、環境等にかかわらず、権利が守られる社会の実現

こども施策に関する大綱(こども大綱)【こども基本法第9条に規定】

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務。
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・子育て支援事業計画」・「次世代育成支援行動計画」の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

こども等の意見の反映【こども基本法第11条に規定】

- ・こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている